

事業性評価保証

# タッグ

金融機関とともに  
事業の強みを生かします

取扱  
期間

平成29年 **11月1日** ▶ 平成30年 **3月31日**

「タッグ」は、中小企業・小規模事業者の事業内容や成長性等を適切に評価し、更なる事業の発展を支援する新しい保証商品です。

保証料率が通常より平均20%割引であることや保証期間を最長15年間で利用できることなどの特長があり、本保証による借入金を更なる事業の発展に活用することができます。

「タッグ」は平成29年11月1日から平成30年3月31日までの期間限定の保証商品です。この機会にぜひ、ご活用ください。

タッグ  
の特長

**特長 1** 事業の強みを生かした更なる発展を支援します

本保証は、金融機関による事業性評価の資料を申込必要書類としており、金融機関とともに事業の強みを生かした更なる発展を支援します。

**特長 2** 保証料率は通常より平均**20%**割引

保証料率は通常より平均20%割引であり、借入コストを抑えることができます。

**特長 3** 保証期間は最長**15**年間

保証期間は最長15年間であり、余裕のある返済計画を立てることができます。

「タッグ」の概要とお問い合わせ先は裏面をご覧ください。 



兵庫県信用保証協会

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

## 事業性評価保証「タグ」の概要

対象となる方	金融機関が事業性評価を行い、継続して支援する方針である中小企業・小規模事業者																															
資金用途	運転資金、設備資金																															
保証限度額	2億8,000万円（組合の場合は4億8,000万円） ※一般の普通保険2億円（組合の場合は4億円）および無担保保険8,000万円の範囲内とします。																															
保証期間	15年以内（うち据置期間2年以内）																															
貸付形式	証書貸付または手形貸付																															
返済方法	元金均等分割返済または一括返済 （一括返済は、保証期間1年以内の場合に限る。）																															
貸付利率	金融機関所定利率																															
担保	必要に応じて提供していただきます。																															
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要です。																															
保証料率	<p>下表のとおり（通常の保証料率より平均20%割引）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="9">賃借対照表あり</th> <th rowspan="2">賃借対照表なし</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>責任共有保証料率</td> <td>1.70%</td> <td>1.50%</td> <td>1.30%</td> <td>1.10%</td> <td>0.92%</td> <td>0.77%</td> <td>0.61%</td> <td>0.45%</td> <td>0.31%</td> <td>0.92%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	賃借対照表あり									賃借対照表なし	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%	0.92%
区分	賃借対照表あり									賃借対照表なし																						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																							
責任共有保証料率	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%	0.92%																						
申込必要書類	通常の保証申込書類に加え、事業性評価保証「タグ」推薦書（協会所定様式）または金融機関所定の事業性評価に係る資料（事業性評価シート等）が必要です。																															
取扱期間	平成30年3月31日までに当協会が申込を受付したものが対象																															

### お問い合わせ・ご相談窓口

		電話番号	担当地域（お客様の主たる営業所所在地）
神戸事務所	保証相談一課	078-393-3909	神戸市東灘区、灘区、中央区
	保証相談二課	078-393-3913	神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区
	保証相談三課	078-393-3916	神戸市北区、西区、明石市、三木市
阪神事務所	保証相談一課	06-6411-4146	尼崎市、伊丹市
	保証相談二課	06-6411-4147	西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
姫路事務所	保証相談一課	079-289-3611	姫路市（区部を除く）
	保証相談二課	079-289-3612	姫路市（区部に限る）、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬支所		0796-22-5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所		0799-22-4493	洲本市、南あわじ市、淡路市
西脇支所		0795-22-6775	西脇市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、多可郡
加古川支所		079-424-1105	加古川市、高砂市、加古郡